

F A X 送付案内

平成27年12月22日

A 4 3 枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

野鳥における鳥インフルエンザウイルスの検査状況について

平素よりお世話になっております。

出水市で回収されたナベヅルの死亡個体1羽について、検査を実施したところ、A型インフルエンザウイルスの遺伝子が検出されましたのでお知らせします。

【概要】

検体：ナベヅル1羽（死亡個体）

ツル回収場所：鹿児島県出水市

回収日：平成27年12月19日

検査日：平成27年12月21日（A型インフルエンザウイルスの遺伝子検出）

詳細については、別添参照。

※検体については、鹿児島大学において確定検査を実施中。

現時点で病性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザと確定されたわけではありません。

【鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省HP）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

鳥インフルエンザについては、世界各地で発生しており、冬鳥の飛来が本格化したこの時期にあつては、国内への侵入リスクは高い状況にあることから、引き続き、緊張感を持って、本病侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底（車、人）をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底（特に次の事項について日頃から確認・改善）また、異常を認められた際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただくようお願い致します。

- 1 鶏舎の穴をふさぐ（野生動物・ネズミ等の侵入防止）
- 2 防鳥ネットの補修（隙間のないように）
- 3 飲み水対策（水道水でない場合は消毒実施）
- 4 鶏舎専用の長靴、衣服の着用（鶏舎にウイルスを持ち込まない）
- 5 消毒の実施（鶏舎毎の踏込消毒槽、車両消毒、手指の消毒、鶏舎周囲への石灰の散布）

報道各社御中 ← 環境省広報室

鹿児島県で回収された死亡野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等について
(H27.12.21)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	鹿児島県	出水市	ナベヅル	12/19回収	陰性	12/21陽性	確定検査機関で検査中※	12/21指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

【今回の案件 (No.1) について】

※ 現時点では、遺伝子検査により A 型インフルエンザウイルス遺伝子陽性が確認されたものであり、病性は未確定、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。

※ 確定検査の結果、陰性となることもあります。

1 主な経緯等

(1) 死亡野鳥の回収地点

鹿児島県出水市 (いずみし)

(2) 経緯

- ・ ナベヅル幼鳥 1 体の死亡個体を回収 (12月19日)。
- ・ 21日 (月) に、鹿児島大学 (確定検査機関) において遺伝子検査を実施したところ、A 型インフルエンザウイルス遺伝子が陽性と判明したと報告があった。
- ・ 21日、回収地点の周辺 10Km 圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- ・ 21日、鹿児島大学において確定検査を実施中。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル 2 として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (3) 野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。
- (4) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に基づき適切に対応。



【留意事項】

- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いします。

【取材について】

- 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成27年12月21日(月)

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

企 画 官：東岡 礼治 (内線6475)

鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)